

衛生研究所の既存機能

◎試験検査

感染症、食中毒、水、生活環境 放射能 等

◎調査研究

検査キットや分析法の開発・改良 等

◎情報発信

ホームページの掲載、衛生研究所ニュースの発行

◎研修指導

夏休み実験教室の開催、職員向け研修会 等

特長

- ・衛生微生物、食品、水、生化学等の**専門技術や知識を集積**している。
 - ・平常時は「**陰性**」「**不検出**」を、緊急時においても**確実に検査結果を提供**している。
 - ・保健所等との連携により、地域の検査材料・菌株等を保有している。
 - ・継続的な調査研究の実施により、**人の健康安全に関するデータを集積**している。
- 保健所等における判断を**科学技術的側面から常に支援**している。

健康安全研究所がめざすもの

〔行政処分の根拠や施策の判断基準となるものは着実に実施〕

◎試験検査

・精密分析機器の整備と確実な精度管理の実施により、迅速かつ正確な検査結果の提供を継続

◎調査研究

・施策に確実に反映できる研究成果の創出
・殿内内外の研究機関等との共同研究の実施

◎情報発信

・ホームページの全面見直し
・感染定情報センターの機能移管

◎研修指導

・(仮称)産学公民連携研究センター1階の講演・講座スペースを活用した講演会等の定期開催

市民を守る健康危機管理総合対応力の獲得・発現

健康安全研究所の整備内容

〔キングスカイフロント (仮称)産学公民連携研究センターへ入居〕

★微生物研究エリア

- 特定細菌検査室、特定ウイルス検査室の設置
バイオハザード対策用キャビネットを整備し、病原性の強い感染症等発生時においても安全かつ効率的に原因究明を行う。
- 微生物機器室の設置
共用できる精密分析機器を集約し、効率的かつ効果的な運用を図る。

★理化学研究エリア

- 特定化学物質検査室の設置
飛行時間型高速液体クロマトグラフ質量分析計及びびナノマテリアル対策キャビネットを新設し、未知の化学物質等の同定を安全かつ迅速に行う。
- 薬品管理システムの導入及び毒劇物保管室・薬品保管室の整備
薬品類を安全かつ適正に管理し、所全体で効率的に使用する。

移転業務の特殊性とスケジュール

- 精密機器は、移設の前で動作確認・性能点検を必要とし、その内容も機器ごとに異なるため、機器の一斉稼働は困難である。
- 薬品類の移設は、温度管理や耐衝撃等の**特殊配慮**が必要である。
- 特定病原体等については、厚生労働省策定の安全運搬マニュアルに基づき運搬するが、病原体等の管理が強化されてからは、**国内で初めての衛生研究所の移転**となる。
- 移転作業中も食中毒・感染症等**緊急検査体制の継続**が必要である。

	平成24年	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月	4月	
移転調整委託		公告・入札・契約		移設物品確認、関係業者・機関等調整、作業計画書作成、移転準備							確認・作業報告	
検査機器調達				機種選定・公告・入札・契約発注				納品	移 転 作 業	開 設		
庁用器具調達						入札・契約締結		納品				整理・登録等
機器等の移設		移設工事内容確認			受託事業者との調整、移設準備							
撤去処分委託												実施
申請届出関係					随時 申請、届出							

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案	現行				
<p style="text-align: center;">川崎市衛生<u>試験検査手数料</u>条例 昭和 2 7 年 1 月 9 日 条例第 2 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、本市における衛生に関する<u>試験検査に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 市長は、依頼により試験検査（その結果を記載した成績書を交付することを含む。）を行うときは、当該依頼をした者から別表の左欄に掲げる試験検査の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>2 市長は、前項の試験検査に関し、依頼により次の各号に掲げる成績書の交付又は再交付を行うときは、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 成績書の再交付 1 件につき 3 0 0 円</p> <p>(2) 英語で記載した成績書の交付又は再交付 1 件につき 4 0 0 円</p>	<p style="text-align: center;">川崎市衛生<u>研究所</u>条例 昭和 2 7 年 1 月 9 日 条例第 2 号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、川崎市衛生研究所の設置及び管理について必要な<u>事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 2 条 本市は、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、川崎市衛生研究所を設置する。</p> <p>2 川崎市衛生研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 719 2056 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市衛生研究所</td> <td>川崎市川崎区大島 5 丁目 1 3 番 1 0 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 川崎市衛生研究所（以下「所」という。）は、衛生に関する試験検査、調査研究及び試験検査技術の指導訓練を行う。</p> <p>(試験検査等の依頼)</p> <p>第 4 条 市内に住所を有する者は、衛生に関する試験検査及び調査研究（以下「試験検査等」という。）の依頼をすることができる。</p> <p>2 市長が特別の理由があると認めるときは、前項に規定する者以外のものに対しても、その依頼に応ずることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 5 条 市内に住所又は勤務場所を有する医師、歯科医師、薬剤師その他の者が公衆衛生の向上及び増進を図る目的をもって試験検査等及び試験検査技術の指導訓練を行うために所の施設を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	名称	位置	川崎市衛生研究所	川崎市川崎区大島 5 丁目 1 3 番 1 0 号
名称	位置				
川崎市衛生研究所	川崎市川崎区大島 5 丁目 1 3 番 1 0 号				

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>(手数料の納入時期)</p> <p>第3条 手数料は、依頼の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>この限りでない。</u></p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、当該許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>(1) 使用の目的に反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(手数料)</p> <p>第7条 第4条の規定に基づき、所に試験検査等を依頼しようとする者は、別表に規定する手数料を納入しなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、次の使用料を納入しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1144 938 1832 1139"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時～12時</td> <td>1時～4時</td> <td>9時～16時</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>試験検査室</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(手数料及び使用料の納入時期)</p> <p>第9条 手数料及び使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>後納させることができる。</u></p>		午前	午後	全日		9時～12時	1時～4時	9時～16時	研修室	1,000円	1,000円	2,000円	試験検査室	3,000円	3,000円	5,000円
	午前	午後	全日														
	9時～12時	1時～4時	9時～16時														
研修室	1,000円	1,000円	2,000円														
試験検査室	3,000円	3,000円	5,000円														

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(手数料の減免)</u> 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>手数料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(1) 官公署からの依頼によるとき。</u> <u>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</u></p> <p><u>(手数料の還付)</u> 第5条 既納の手数料は、<u>還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>(手数料及び使用料の減免)</u> 第10条 市長は、市内に住所を有する要保護者及び市長が必要と認める者に対して、<u>手数料又は使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(損害の賠償)</u> 第11条 使用者が所の施設、設備又は器具を滅失し、又はき損したときは、<u>市長の認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行		
別表（第2条関係）		別表（第7条関係）		
種別	金額	種別	単位	金額
(削除)		<u>1 一般臨床検査</u>		
		<u>重金属検査</u>	<u>1成分につき</u>	<u>7,000円</u>
<u>1 ウイルス</u>		<u>2 ウィルス分離検査</u>		
(1) 簡易なもの	1件につき 8,000円	(1) 簡易なもの	1件につき	8,000円
(2) 複雑なもの	1件につき 13,000円	(2) 複雑なもの	1件につき	13,000円
(3) 特に複雑なもの	<u>1件につき 16,000円</u>			
<u>2 衛生動物</u>		<u>3 衛生動物の試験</u>		
(1) <u>簡易なもの</u>	1件につき 2,500円	(1) <u>同定試験</u>	1件につき	2,500円
(2) <u>複雑なもの</u>	1件につき 6,000円	(2) <u>生態習性及びその他の試験</u>	1件につき	6,000円
(削除)		<u>4 消毒剤、殺虫剤等の効力試験</u>		
		(1) <u>殺菌剤の試験</u>	<u>1件につき</u>	<u>6,000円</u>
		(2) <u>殺虫剤の試験</u>	<u>1種類1世代</u>	<u>7,000円</u>
			別	
		(3) <u>殺そ剤の試験</u>	<u>1種類につき</u>	<u>8,000円</u>
<u>3 環境衛生等</u>		<u>5 環境衛生等の試験検査</u>		
(1) 落下細菌	1件につき 900円	(1) <u>落下細菌検査</u>	1件につき	900円
(2) 建築物内の環境	測定点5箇所まで23,000円とし、 測定点が1箇所増すごとに4,600円を加える。	(2) <u>建築物内の環境検査</u>	測定点5箇所 まで	23,000円 測定点が1箇所 増すごとに 4,600円を加え

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行	
(3) 特殊環境		(3) 特殊環境検査	る。
		ア 定性分析	
		(ア) 簡易なもの	1成分につき 700円
		(イ) 複雑なもの	1成分につき 1,000円
		イ 定量分析	
		(ア) 簡易なもの	1成分につき 1,500円
		(イ) 複雑なもの	1成分につき 2,500円
		(ウ) 特に複雑なもの	1成分につき 5,000円
		(エ) 特殊なもの	1成分につき 10,000円
		(4) 煙道排ガス検査	
		ア ばいじん量測定	1測定点につき 63,000円
		イ その他の有害物質の測定	1成分につき 33,000円
4 家庭用品		6 家庭用品の試験検査	
(1) 定性分析	1成分につき 1,000円	(1) 定性分析	1成分につき 1,000円
(2) 定量分析		(2) 定量分析	
		ア 簡易なもの	1成分につき 1,500円
		イ 複雑なもの	1成分につき 2,500円
		ウ 特に複雑なもの	1成分につき 5,000円
		エ 特殊なもの	1成分につき 10,000円
ア 複雑なもの	1成分につき 5,000円		
イ 特に複雑なもの	1成分につき 10,000円		
ウ 特殊なもの	1成分につき 23,000円		

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行	
(3) 容器耐圧	1 検体につき <u>2,500 円</u>	(3) 容器耐圧試験	1 検体につき <u>2,000 円</u>
<u>5 食品等</u>		<u>7 食品等の試験検査</u>	
(1) 定性分析		(1) 定性分析	
ア 簡易なもの	1 成分につき <u>800 円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき <u>700 円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき <u>2,000 円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき <u>1,000 円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>5,000 円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>1,500 円</u>
エ 特殊なもの	1 成分につき <u>10,000 円</u>		
オ 極めて特殊なもの	1 成分につき <u>30,000 円</u>		
(2) 定量分析		(2) 定量分析	
ア 簡易なもの	1 成分につき <u>1,500 円</u>	ア 簡易なもの	1 成分につき <u>1,500 円</u>
イ 複雑なもの	1 成分につき <u>5,000 円</u>	イ 複雑なもの	1 成分につき <u>2,500 円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>7,500 円</u>	ウ 特に複雑なもの	1 成分につき <u>5,000 円</u>
エ 特殊なもの	1 成分につき <u>10,000 円</u>	エ 特殊なもの	1 成分につき <u>10,000 円</u>
オ 極めて特殊なもの	1 成分につき <u>20,000 円</u>		
(3) 細菌		(3) <u>食品等の細菌検査</u>	
ア 簡易なもの	1 検体につき <u>2,500 円</u>	ア 簡易なもの	1 検体につき <u>2,500 円</u>
イ 複雑なもの	1 菌種につき <u>2,000 円</u>	イ 複雑なもの	1 菌種につき <u>2,000 円</u>
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき <u>2,500 円</u>		
エ 特殊なもの	1 検体につき <u>16,000 円</u>		
(4) 残留農薬等	5 成分まで <u>50,000 円</u> 6 成分から 20 成分まで <u>100,000 円</u>	(4) <u>乳及び乳製品の成分規格試験</u>	
		ア 簡易なもの	1 検体につき <u>7,000 円</u>

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行		
	<u>2 1 成分から 5 0 成分まで</u> <u>150,000 円</u>	<u>イ 複雑なもの</u>	<u>1 検体につき</u>	<u>11,000 円</u>
(5) <u>有害性物質</u>				
<u>ア 複雑なもの</u>	<u>1 成分につき 25,000 円</u>			
<u>イ 特に複雑なもの</u>	<u>1 成分につき 33,000 円</u>			
(6) <u>特定原材料</u>				
<u>ア 定性分析</u>				
<u>(ア) 複雑なもの</u>	<u>1 品目につき 36,000 円</u>			
<u>(イ) 特に複雑なもの</u>	<u>1 品目につき 57,000 円</u>			
<u>イ 定量分析</u>	<u>1 品目につき 79,000 円</u>			
(7) <u>組換え遺伝子</u>				
<u>ア 定性分析</u>	<u>1 系統につき 35,000 円</u>			
<u>イ 定量分析</u>	<u>1 系統につき 40,000 円</u>			
<u>6 水質</u>		<u>8 水質試験検査</u>		
(1) <u>定性分析</u>		(1) <u>定性分析</u>		
<u>ア 簡易なもの</u>	<u>1 成分につき 700 円</u>	<u>ア 簡易なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>700 円</u>
<u>イ 複雑なもの</u>	<u>1 成分につき 1,500 円</u>	<u>イ 複雑なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>1,000 円</u>
(2) <u>定量分析</u>		(2) <u>定量分析</u>		
<u>ア 簡易なもの</u>	<u>1 成分につき 1,500 円</u>	<u>ア 簡易なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>1,500 円</u>
<u>イ 複雑なもの</u>	<u>1 成分につき 2,500 円</u>	<u>イ 複雑なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>2,500 円</u>
<u>ウ 特に複雑なもの</u>	<u>1 成分につき 5,000 円</u>	<u>ウ 特に複雑なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>5,000 円</u>
<u>エ 特殊なもの</u>	<u>1 成分につき 10,000 円</u>	<u>エ 特殊なもの</u>	<u>1 成分につき</u>	<u>10,000 円</u>

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行	
(3) 飲料水		(3) 飲料水適否試験	
ア 定性分析		ア 一般飲料水試験	1 検体につき 5,000 円
(ア) 簡易なもの	1 成分につき 700 円	イ 家庭用井戸水試験	1 検体につき 2,500 円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき 1,500 円	ウ 定期試験及び臨時試験 (規則で定める成分に限る。)	1 検体につき 5,000 円
イ 定量分析		エ 定期試験及び臨時試験 の成分試験(ウに定める成分を除く。)	
(ア) 簡易なもの	1 成分につき 1,000 円	(ア) 簡易なもの	1 成分につき 1,000 円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき 2,000 円	(イ) 複雑なもの	1 成分につき 2,000 円
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分につき 4,000 円	(ウ) 特に複雑なもの	1 成分につき 4,000 円
(エ) 特殊なもの	1 成分につき 8,000 円	(エ) 特殊なもの	1 成分につき 8,000 円
(オ) 極めて特殊なもの	1 成分につき 16,000 円		
(4) 細菌		(4) 水質細菌検査	
ア 簡易なもの	1 検体につき 2,500 円	ア 簡易なもの	1 検体につき 2,500 円
イ 複雑なもの	1 菌種につき 2,000 円	イ 複雑なもの	1 菌種につき 2,000 円
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき 5,000 円		
エ 特殊なもの	1 検体につき 15,000 円		
		9 残留農薬試験	5 成分まで 37,000 円
			1 成分を増すごとに 7,400 円を

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行		
				加える。
<u>7</u> 放射能核種		<u>10</u> <u>PCB等の試験検査</u>	<u>1成分につき</u>	<u>28,000円</u>
(1) 簡易なもの	<u>1検体につき 10,000円</u>	<u>11</u> <u>放射能核種の試験検査</u>		
(2) 複雑なもの	<u>1検体につき 18,000円</u>	(1) 簡易なもの	<u>1核種につき</u>	<u>14,000円</u>
(3) 特に複雑なもの	<u>1検体につき 43,000円</u>	(2) 複雑なもの	<u>1核種につき</u>	<u>28,000円</u>
<u>8</u> 医薬品等		<u>12</u> <u>医薬品等の試験検査</u>		
(1) 定性分析		(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1成分につき 1,000円	ア 簡易なもの	1成分につき	1,000円
イ 複雑なもの	1成分につき 2,000円	イ 複雑なもの	1成分につき	2,000円
ウ 特に複雑なもの	1成分につき 3,000円	ウ 特に複雑なもの	1成分につき	3,000円
エ 特殊なもの	1成分につき 5,000円	エ 特殊なもの	1成分につき	5,000円
(2) 定量分析		(2) 定量分析		
ア 複雑なもの	1成分につき 5,000円	ア 簡易なもの	<u>1成分につき</u>	<u>3,000円</u>
イ 特に複雑なもの	1成分につき <u>13,000円</u>	イ 複雑なもの	1成分につき	5,000円
		ウ 特に複雑なもの	1成分につき	<u>10,000円</u>
		エ 特殊なもの	1成分につき	<u>20,000円</u>
(3) 細菌		(3) <u>医薬品等の細菌検査</u>		

川崎市衛生研究所条例新旧対照表

改正案		現行		
ア 簡易なもの	1 検体につき 2,500 円	ア 簡易なもの	1 検体につき	2,500 円
イ 複雑なもの	1 検体につき 5,000 円	イ 複雑なもの	1 検体につき	5,000 円
9 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下この項において「点数表」という。）に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	13 その他の試験検査（14に係る試験検査を除く。）		1 から 12 までに定める手数料の額を基準として市長が定める額
10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額	14 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に定めのある試験検査の手数料の額は、点数表に定める額の8割に相当する額とする。この場合において、当該手数料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。		
		15 文書手数料		
		（1）検査成績書の再交付	1 件につき	300 円
		（2）英文検査成績書	1 件につき	400 円

川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行												
<p>川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例(昭和 50 年川崎市条例第 6 号)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例(昭和 50 年川崎市条例第 6 号)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 市内の医療機関(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 及び第 2 条に規定する病院、診療所及び助産所をいう。以下同じ。)及び食品取扱従事者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 62 条第 3 項に規定する施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する業務に従事する者、食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条に規定する営業に従事する者及び市長が特に必要と認める者をいう。以下同じ。)に係る次の手数料は、第 7 条の規定にかかわらず、<u>当分の間次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 850 2072 1340"> <thead> <tr> <th>試験検査</th> <th>依頼者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般細菌検査による検便(以下「検便」という。)</td> <td>市内の医療機関</td> <td>点数表に定める検便に係る額の 4 割に相当する額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品取扱従事者</td> <td>点数表に定める検便に係る額の 2 割 4 分に相当する額</td> </tr> <tr> <td>緒方法、ガラス板法及び凝集法の三法による梅毒反応検査(以下「梅毒反応検査」という。)</td> <td>市内の医療機関</td> <td>点数表に定める梅毒反応検査に係る額の 4 割に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 手数料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>	試験検査	依頼者	手数料の額	一般細菌検査による検便(以下「検便」という。)	市内の医療機関	点数表に定める検便に係る額の 4 割に相当する額		食品取扱従事者	点数表に定める検便に係る額の 2 割 4 分に相当する額	緒方法、ガラス板法及び凝集法の三法による梅毒反応検査(以下「梅毒反応検査」という。)	市内の医療機関	点数表に定める梅毒反応検査に係る額の 4 割に相当する額
試験検査	依頼者	手数料の額											
一般細菌検査による検便(以下「検便」という。)	市内の医療機関	点数表に定める検便に係る額の 4 割に相当する額											
	食品取扱従事者	点数表に定める検便に係る額の 2 割 4 分に相当する額											
緒方法、ガラス板法及び凝集法の三法による梅毒反応検査(以下「梅毒反応検査」という。)	市内の医療機関	点数表に定める梅毒反応検査に係る額の 4 割に相当する額											

川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
	<p>3 <u>改正後の条例第7条及び第8条の規定は、この条例施行の日以後の試験検査の依頼及び所の施設の使用から適用し、同日前の試験検査の依頼及び所の使用については、なお従前の例による。</u></p>

川崎市保健所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）					
1 使用料				1 使用料					
種別		金額	付記	種別		金額	付記		
X線間接撮影 1件		230円		X線間接撮影 1件		230円			
成人衛生検査 1件	心電図検査	1,200円	フィルム代を含む。	成人衛生検査 1件	心電図検査	1,200円	フィルム代を含む。		
	眼底検査				眼底検査	眼底検査			
	(1) 眼底鏡によるもの	440円						(1) 眼底鏡によるもの	440円
	(2) 眼底カメラによるもの	550円						(2) 眼底カメラによるもの	550円
腎機能検査		170円		じん機能検査		170円			
身体検査 1件		200円		身体検査 1件		200円			
ツベルクリン皮内反応検査 1件		120円		ツベルクリン皮内反応検査 1件		120円			
赤血球沈降速度測定 1件		80円		赤血球沈降速度測定 1件		80円			
B. C. G接種 1件		230円		B. C. G接種 1件		230円			
歯科				歯科					
1歯1回 薬物塗布		60円		1歯1回 薬物塗布		60円			
1顎 歯石除去		320円		1がく 歯石除去		320円			
母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の規定により行う妊産婦の健康診断		無料		母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の規定により行う妊産婦の健康診断		無料			
2 手数料				2 手数料					
種別		金額	付記	種別		金額	付記		
診断書 1件		700円		診断書 1件		700円			
証明書 1件		300円		証明書 1件		300円			
				その他衛生試験及び検査 川崎市衛生研究所条例（昭和27年川崎市条例第2号）を準用する。					

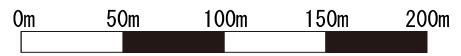
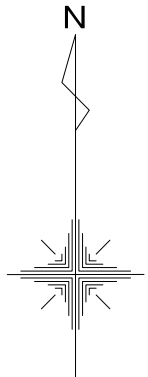
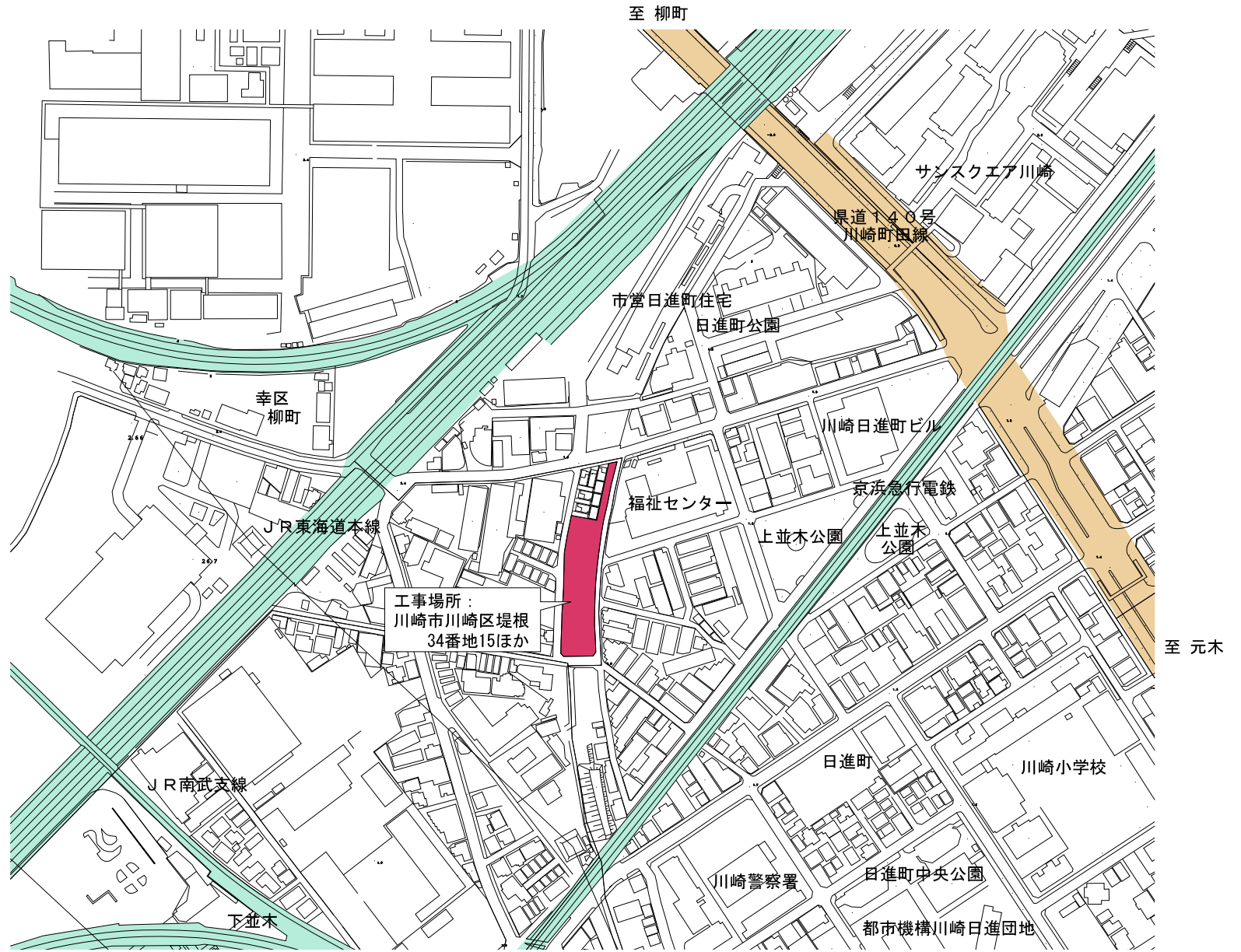
仮称川崎区内複合福祉施設新築工事

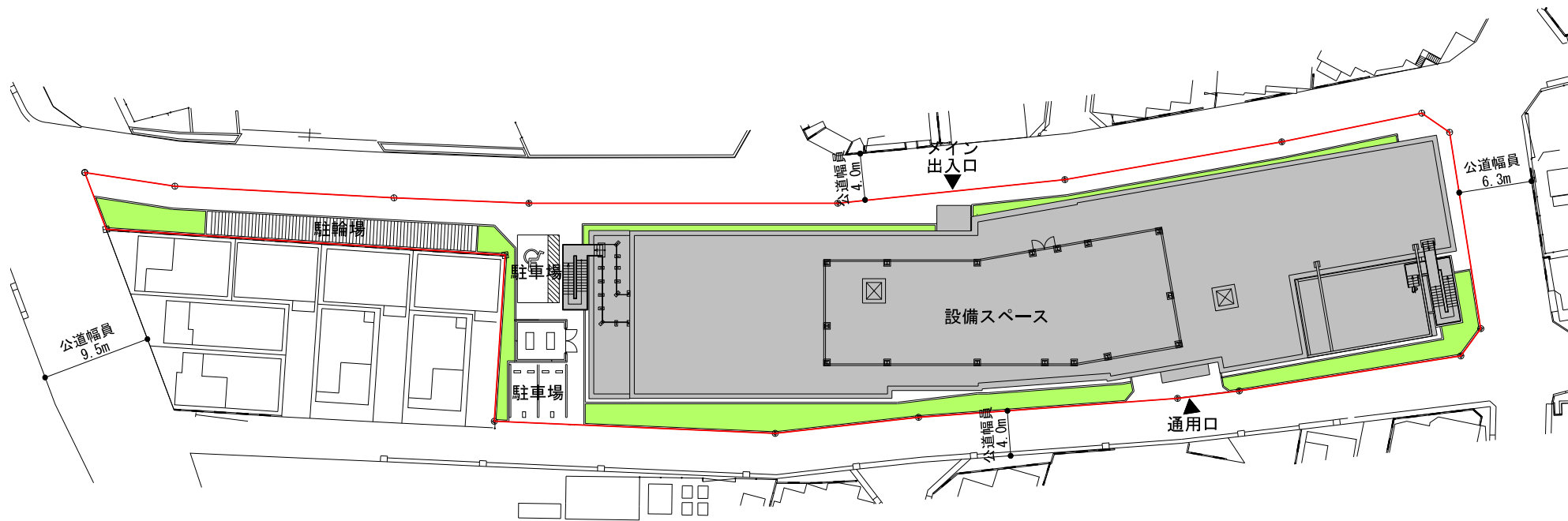
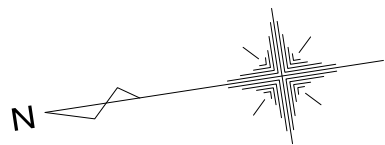
目 次

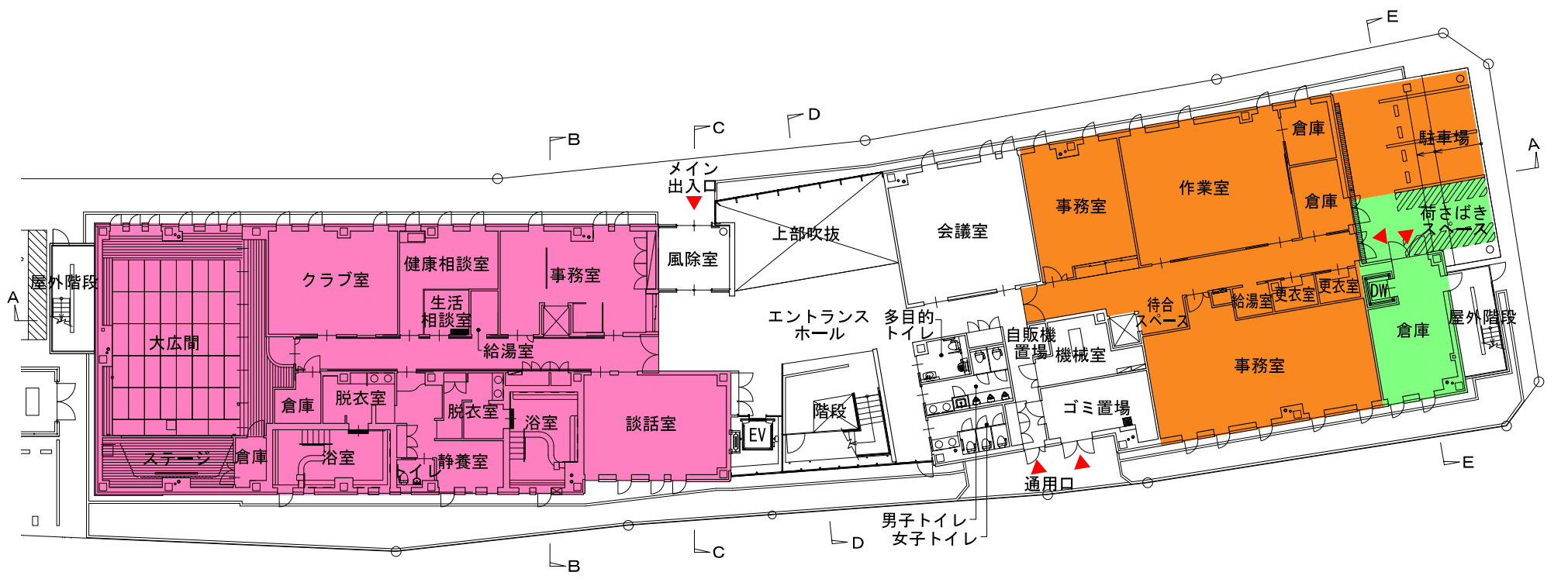
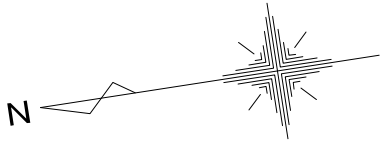
1	建築概要	P. 1
2	案内図	P. 2
3	配置図	P. 3
4	1階平面図	P. 4
5	2階平面図	P. 5
6	3階平面図	P. 6
7	立面図	P. 7
8	断面図	P. 8
9	完成予想図	P. 9

建 築 概 要

施設名称	: 仮称川崎区内複合福祉施設
工事場所	: 川崎市川崎区堤根34番地15ほか
地域地区	: 準工業地域、第3種高度地区、準防火地域
敷地面積	: 1, 914.47 m ²
建築物の用途	: 老人福祉・地域交流センター、高齢者就労支援機能 わーくす、視覚障害者情報文化センター、こども文化センター
建築面積	: 1, 202.34 m ²
延べ面積	: 3, 351.67 m ²
構造・規模	: 鉄骨造 3階建
建築物の高さ	: 13.80 m



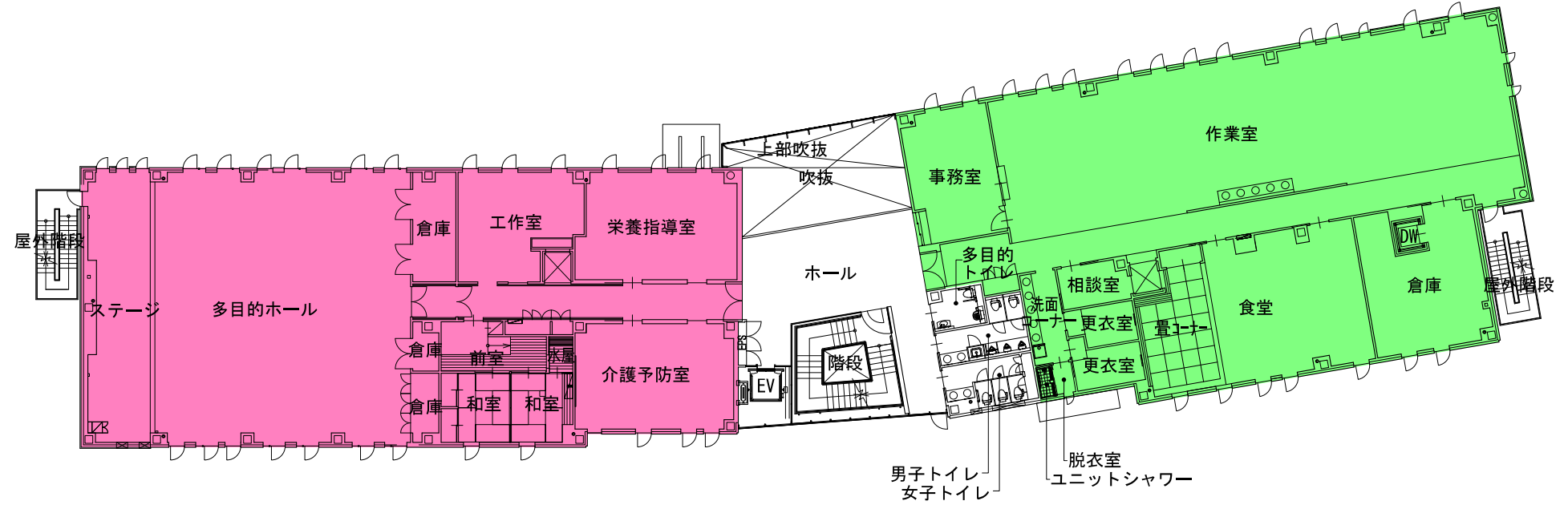
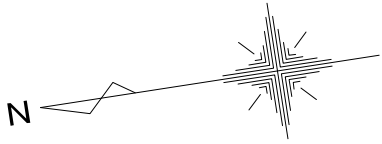




■ 凡例

	老人福祉・地域交流センター
	高齢者就労支援機能
	わーくす

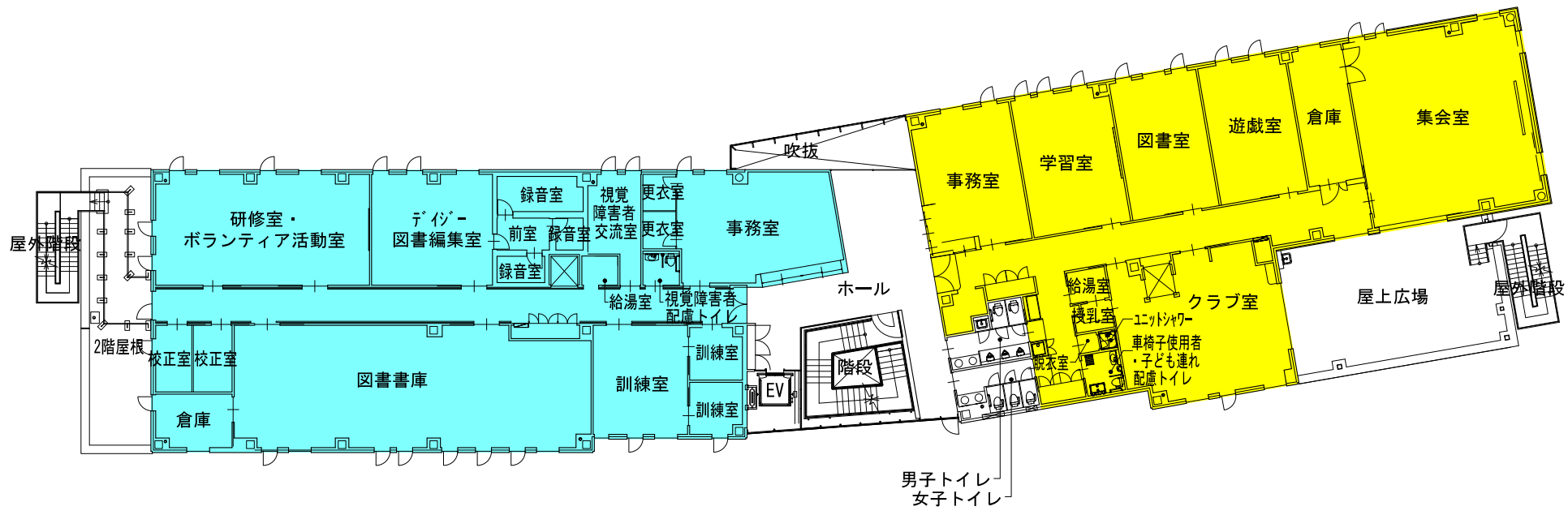
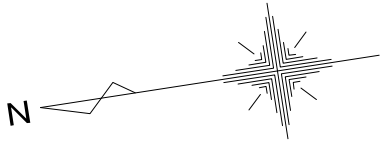




■ 凡例

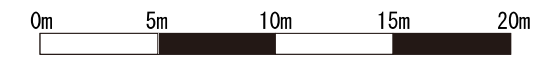
	老人福祉・地域交流センター
	ワークス

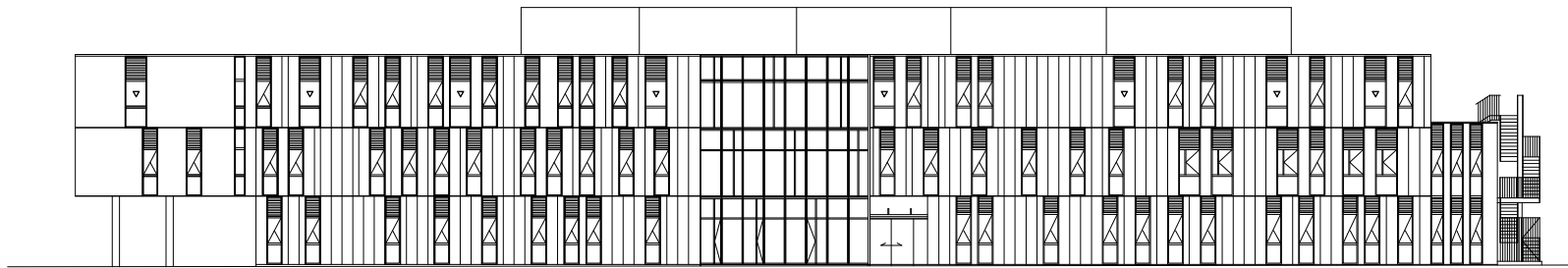




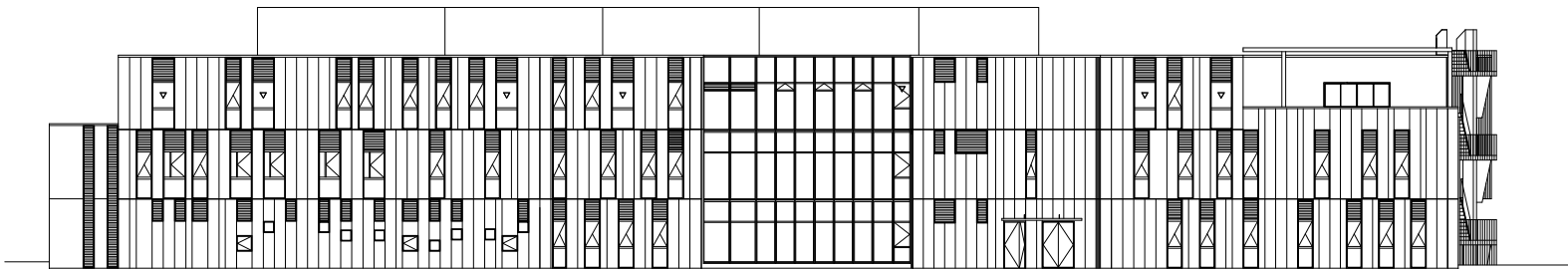
■ 凡例

	視覚障害者情報文化センター
	こども文化センター

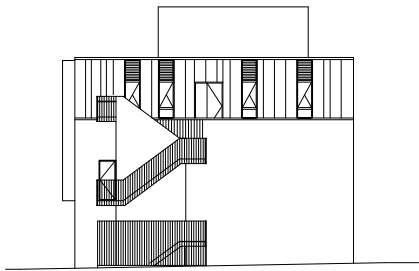




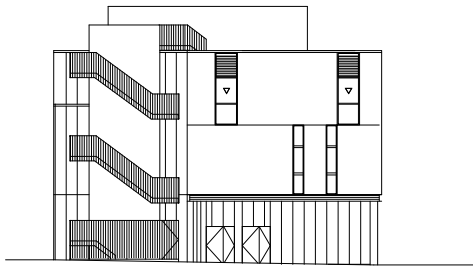
東側立面图



西側立面图

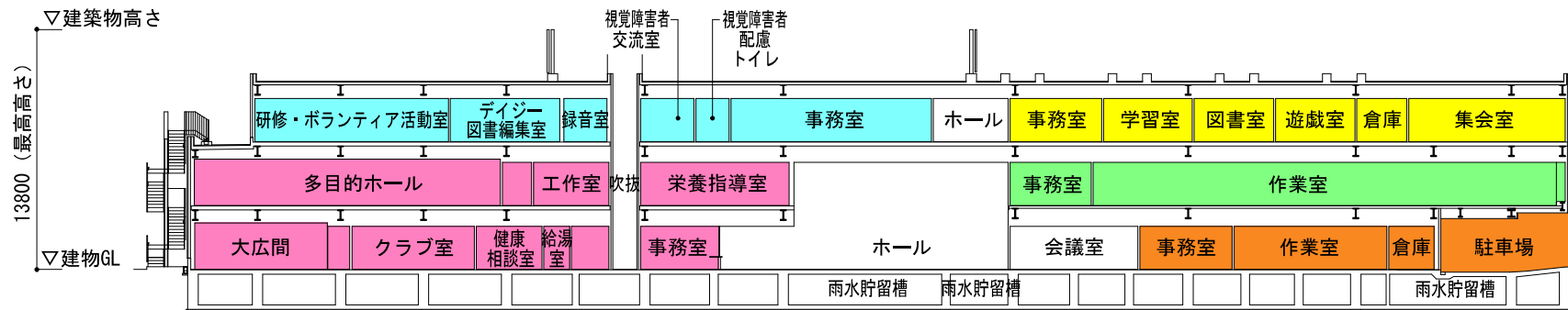


北側立面图

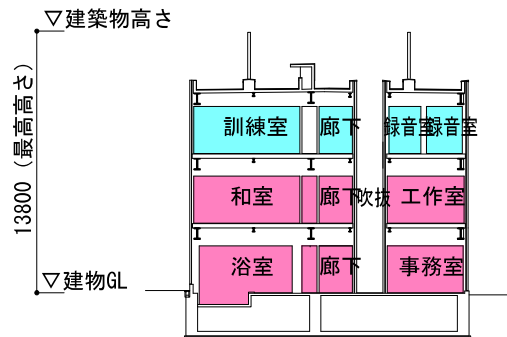


南側立面图

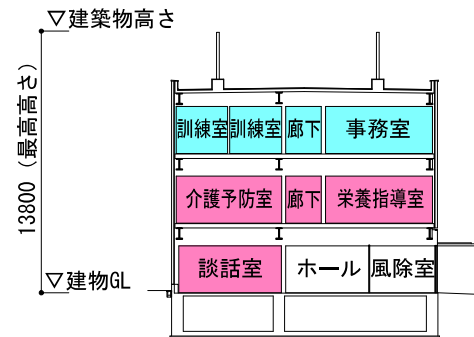




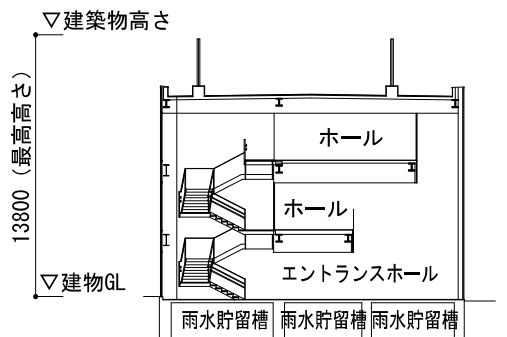
A-A 断面図



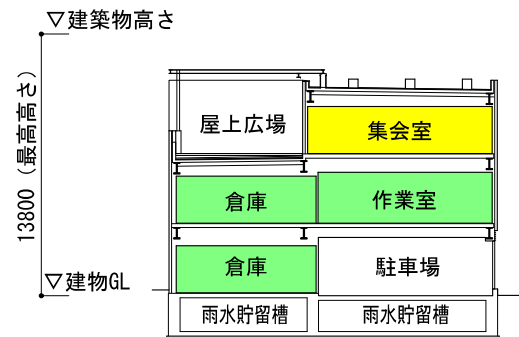
B-B 断面図



C-C 断面図



D-D 断面図



E-E 断面図

■ 凡例

	老人福祉・地域交流センター
	高齢者就労支援機能
	わーくす
	視覚障害者情報文化センター
	こども文化センター



